

第 162、163、164 回 電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について

(趣旨)

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、委員会を複数回書面開催した旨報告する。

主なポイント

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により被災した地域に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市町村及び隣接市町村※ 1 における被災した需要家等に対する災害特別措置※ 2 として、電気事業法等¹に基づき、当該市町村を供給区域とする事業者から、経済産業大臣に認可等の申請がなされた。

当該認可申請を受け、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可等を行うことに異存がない旨を回答した。

書面開催・ 意見回答日	開催回	認可申請事業者
7/20	第 162 回	中国電力株式会社
7/23	第 163 回	東京瓦斯株式会社
7/26	第 164 回	四国電力株式会社

※ 1 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨に関する災害救助法が適用された被災地域一覧（7 月 30 日現在）

岐阜県 たかやまし 高山市、せきし 関市、なかつがわし 中津川市、えなし 恵那市、みのかもし 美濃加茂市、かにし 可児市、やまがたし 山県市、ひだし 飛騨市、
もとすし 本巣市、ぐじょうし 郡上市、げろし 下呂市、かもぐんさかほぎちょう 加茂郡坂祝町、かもぐんひちそうちょう 加茂郡七宗町、かもぐんやおつちよう 加茂郡八百津町、
かもぐんしらかわちよう 加茂郡白川町、かもぐんひがしらかわむら 加茂郡東白川村、おおのぐんしらかわむら 大野郡白川村、ぎふし 岐阜市、みのし 美濃市、かもぐん 加茂郡
とみかちよう 富加町、かもぐんかわべちよう 加茂郡川辺町
京都府 ふくちやまし 福知山市、まいづるし 舞鶴市、あやべし 綾部市、みやづし 宮津市、きょうたんごし 京丹後市、なんたんし 南丹市、ふないぐんきょうたんばちよう 船井郡京丹波町、
よさぐんいねちよう 与謝郡伊根町、よさぐんよさのちよう 与謝郡与謝野町
兵庫県 とよおかし 豊岡市、ささやまし 篠山市、あさごし 朝来市、しろうし 宍粟市、あこうぐんかみごおりちよう 赤穂郡上郡町、みかたぐんかみちよう 美方郡香美町、ひめじし 姫路市、
にしわきし 西脇市、たんばし 丹波市、たかぐんたかちよう 多可郡多可町、さようぐんさようちよう 佐用郡佐用町、やぶし 養父市、たつの市 たつの市、かんざきぐん 神崎郡

¹ 電気事業法(昭和 39 年法律 170 号)、電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)

	いちかわちょう かんざきぐんかみかわちょう 市川町、神崎郡神河町
鳥取県	とっとりし やすぐんわかさちょう やすぐんちづちょう やすぐんやすちょう とうはくぐんみささちょう さいはくぐん 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡 なんぶちょう さいはくぐんほうきちょう ひのぐんにちなんちょう ひのぐんひのちょう ひのぐんこうふちょう 南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
島根県	こうつし おおちぐんかわもとまち 江津市、邑智郡川本町
岡山県	おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじゃし たかはしし にいみし せとうちし 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、 あかいわし まにわし あさくちし つくぼぐんはやしまちょう あさくちぐんさとしょうちょう とまたぐんかがみのちょう 赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、 あいだぐんにしあわくらそん かがぐん きびちゅうおうちょう おだぐんやかげちょう 英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
広島県	ひろしまし くれし たけはらし みはらし おのみちし ふくやまし ふちゅうし ひがしひろしまし えたじまし 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、 あきぐんふちゅうちょう あきぐんかいたちょう あきぐんくまのちょう あきぐんさかちょう 安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	いわくにし 岩国市
愛媛県	いまばりし うわじまし おおずし せいよし やわたはまし きたうわぐんまつのちょう きたうわぐん 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡 きほくちょう 鬼北町
高知県	あきし こうなんし ながおかぐんもとやまちょう すくもし とさしみずし はたぐんみはらむら 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村
福岡県	いづかし 飯塚市

隣接する地域

富山県	とやまし 富山市
愛知県	とよたし いぬやまし 豊田市、犬山市
長野県	まつもとし おおまちし しもいなぐんあちむら しもいなぐんひらやむら しもいなぐんねばむら きそぐん 松本市、大町市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、木曽郡 なぎそまち きそぐんおうたきむら きそぐんおおくむら きそぐんきそまち 南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町
岐阜県	おおがきし たじみし みずなみし はしまし とくし かかみがはらし みずほし はしまぐんぎなんちょう 大垣市、多治見市、瑞浪市、羽島市、土岐市、各務原市、瑞穂市、羽島郡岐南町、 はしまぐんかさまつちょう いびぐんいびがわちょう いびぐんおおのちょう もとすぐんきたがたちょう かにぐんみたけちょう 羽島郡笠松町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、本巣郡北方町、可児郡御嵩町
福井県	おのし おおいぐんたかはまちょう おおいぐん ちょう 大野市、大飯郡高浜町、大飯郡おおい町
滋賀県	たかしまし 高島市
京都府	きょうとし かめおかし 京都市、亀岡市
大阪府	とよのぐんのせちょう 豊能郡能勢町
兵庫県	あこうし あいおいし いぼぐんたいしちょう かんざきぐんふくさきちょう たかざし かさいし かがわし 赤穂市、相生市、揖保郡太子町、神崎郡福崎町、高砂市、加西市、加古川市、 かとうし さんだし かわべぐんいながわちょう みかたぐんしんおんせんちょう 加東市、三田市、川辺郡猪名川町、美方郡新温泉町
鳥取県	くろよしし よなごし とうはくぐん ゆりはまちょう とうはくぐんことうらちょう さいはくぐんだいせんちょう いわみぐん 倉吉市、米子市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡琴浦町、西伯郡大山町、岩美郡 いわみちょう 岩美町

島根県 やすぎし おおだし はまだし ますだし にたぐんおくいずもちょう おおちぐんおおなんちょう おおちぐん
安来市、大田市、浜田市、益田市、仁多郡奥出雲町、邑智郡邑南町、邑智郡
みさとちょう かのあしぐんよしちちやう
美郷町、鹿足郡吉賀町

岡山県 びぜんし みまさかし つやまし かつたぐんなぎちやう わけぐんわけちやう くめぐんくめなんちやう
備前市、美作市、津山市、勝田郡奈義町、和気郡和気町、久米郡久米南町、
くめぐんみさきちやう まにわぐんしんじやうそん
久米郡美咲町、真庭郡新庄村

広島県 あきたかたし はつかいちし みよしし しやうばらし おおたけし やまがたぐんきたひろしまちやう やまがたぐん
安芸高田市、廿日市市、三次市、庄原市、大竹市、山県郡北広島町、山県郡
あきおたちやう せらぐんせらちやう じんせきぐんじんせきこうげんちやう
安芸太田町、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町

山口県 しゅうなんし ひかりし やないし くがぐんわきちやう
周南市、光市、柳井市、玖珂郡和木町

徳島県 なかぐんながちやう
那賀郡那賀町

高知県 なんこくし かみし しまんとし とさぐんとさちやう ながおかぐんおとよちやう あきぐんやすだちやう
南国市、香美市、四万十市、土佐郡土佐町、長岡郡大豊町、安芸郡安田町、
たかおかぐんゆすはらちやう たかおかぐんしまんとしやう はたぐんおつきちやう あきぐんげいせいむら あきぐんうまじむら
高岡郡梶原町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、安芸郡芸西村、安芸郡馬路村

愛媛県 まつやまし とうおんし さいじやうし いよし しこくちゅうおうし かみうけなぐんくまこうげんちやう きたぐん
松山市、東温市、西条市、伊予市、四国中央市、上浮穴群久万高原町、喜多郡
うちこちやう みなみうわぐんあいなんちやう にしうわぐんいかたちやう
内子町、南宇和郡愛南町、西宇和郡伊方町

福岡県 のおがたし みやわかし ちくしのし かまし たがわし くらてぐんこたけまち あさくらぐんちくぜんまち
直方市、宮若市、筑紫野市、嘉麻市、田川市、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、
かすやぐんささぐりまち かすやぐんすえまち かすやぐんうみまち かほぐんけいせんまち たがわぐんいとだまち
粕屋郡篠栗町、粕屋郡須恵町、粕屋郡宇美町、嘉穂郡桂川町、田川郡糸田町、
たがわぐんふくちまち
田川郡福智町

※ 2 特例措置の概要

特例措置の概要について、みなし小売電気事業者及び一般送配電事業者(中国電力株式会社、四国電力株式会社)、東京瓦斯株式会社の順で別紙に掲載する。

(別紙)

指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された 11 府県 61 市 38 町 4 村（高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、福岡県、島根県、山口県）において、被災した需要家が、同豪雨に起因して東京瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結した場合で、当該需要家から申出があった場合、東京瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東京瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、ガス料金の支払期限について平成 30 年 7 月検針分、8 月検針分及び 9 月検針分をそれぞれ 1 か月間延長する。

特定小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成 30 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月及び 8 月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長する。

②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 31 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給等約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成 30 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月及び 8 月分の料金算定日を各々 1 ヶ月間延長する。

②不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④臨時工事費の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 31 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成 31 年 1 月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 1 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。